

## 疾患名と出席停止期間

## 治癒証明書

1種：治癒するまで。

- ・エボラ出血熱
- ・クリミア・コンゴ出血熱
- ・痘そう
- ・ペスト
- ・マールブルグ病
- ・ラッサ熱
- ・南米出血熱
- ・ジフテリア
- ・急性灰白髄炎
- ・鳥インフルエンザ（インフルエンザH5N1）
- ・重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）

必ず出席停止となり、登校には、  
医療機関発行の  
「治癒証明書」

（文書料あり）が必要となるので、受診の際に発行してもらってください。

2種

百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹	解熱後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹が消失するまで。
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
結核	症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。

必ず出席停止となります。学校が発行する「インフルエンザ治癒報告書」または、「学校感染症治癒報告書」に保護者が必要事項を記入し、学校へ提出してください。

インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した翌日を1日目として5日間を経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまで。

3種：医師の指示に基づきます。

- ・腸管出血性大腸菌感染症
- ・腸チフス
- ・急性出血性結膜炎
- ・コレラ
- ・パラチフス
- ・細菌性赤痢
- 《その他の感染症》
- ・マイコプラズマ感染症
- ・溶連菌感染症
- ・流行性嘔吐下痢症
- ・ウィルス性肝炎
- ・伝染性膿瘍（とびひ）
- ・手足口病
- ・伝染性紅斑（りんご病）
- ・ヘルパンギーナ
- ・流行性角結膜炎
- ・伝染性軟疣（水いぼ）

医師の診断により校長の判断で出席停止となります。学校が発行する「学校感染症治癒報告書」に保護者が必要事項を記入し、学校に提出した場合のみ出席停止となります。